

CITY OF YOKOHAMA

【資料6】

# 横浜市生活環境の保全等に関する 条例等の一部改正について（報告）

令和5年11月24日  
環境管理課

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

# 1 本議題の趣旨

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正及びこれに付随する規則等の一部改正について、その内容及びスケジュールを報告します。

## 2 横浜市生活環境の保全等に関する条例について

### 条例の目的・趣旨

市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的として、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の**環境への負荷の低減を図る**ために必要な事項を定めています。

第1章	総則
第2～5章	指定事業所制度、事業所における環境への負荷の低減等
第6～8章	特定行為の制限等
第9章	自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
<b>第9章の2</b>	<b>建築物の建築に係る環境への負荷の低減</b>
第10章	地球環境の保全
第11章	日常生活における環境の保全
第12章	非常時の措置
第13章	環境保全協定の締結
第14～15章	雑則、罰則

今回の改正の  
主要部分

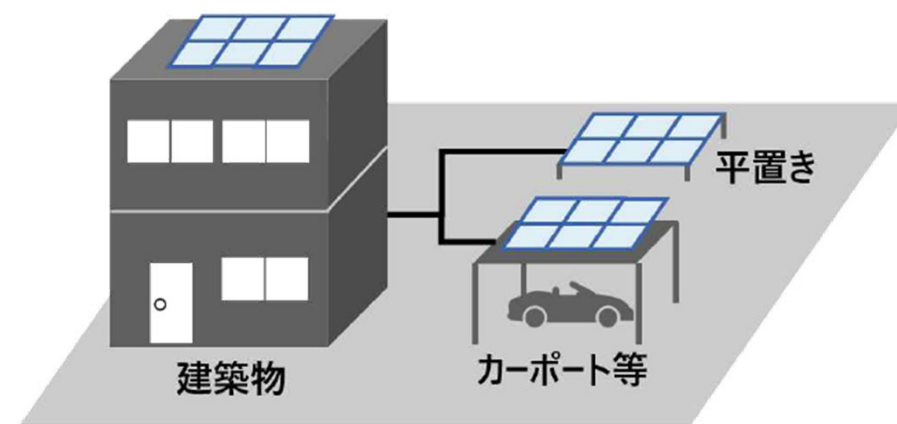
### 3 条例改正の趣旨

建築物の省エネ性能及び再生可能エネルギー設備導入効果について、建築士（設計者）から建築主への説明を行うとともに、その結果を市に報告する制度を創設します。

省エネ性能の高い住宅  
(ex. 高断熱な窓、壁等)



再生可能エネルギー設備  
(ex. 太陽光、太陽熱等)



### 3 条例改正の趣旨

建築士（設計者）が建築主に**説明**

#### 省エネ性能

- －建築物が省エネ基準を上回る高い性能を有しているか否か
- －断熱性能等の性能向上による[省エネ][健康][快適][経済性]等のメリット

#### 再生可能エネルギー

- －設置可能な設備の種類・規模

(以下を市提供資料にて補足説明)

設置可能な再生可能エネルギー設備の導入効果（[CO2削減][光熱費][災害時]等のメリット、創エネルギー量等）

説明内容について、建築士（設計者）の所属する建築士事務所が**市に報告**

## 4 制度創設の目的

### 建築主への省エネ・再エネの説明

- ・ 市民や事業主などの建築主に対し、建築士からの説明により省エネ・再エネの性能を知り検討する機会を提供。  
⇒ 再エネ設備の導入を含めたより高い省エネ性能の建築物を選択するよう**行動変容**を促します。

### 市への説明状況の報告

- ・ 建築士事務所からの報告に基づき、市が説明制度の効果、再エネ設備の普及状況や住宅の省エネ化の実態を把握。  
⇒ 今後の**政策検討**の基礎資料とします。

## 5 条例改正の内容

- (1) 建築士が建築主に省エネ性能を説明すること、及びその対象建築物の用途・規模を定めます。

用途：住宅

規模：床面積10㎡を超えるもの

- (2) 再エネ設備導入効果について説明の対象建築物の用途・規模を定めます。

用途：全ての用途

規模：床面積10㎡を超えるもの

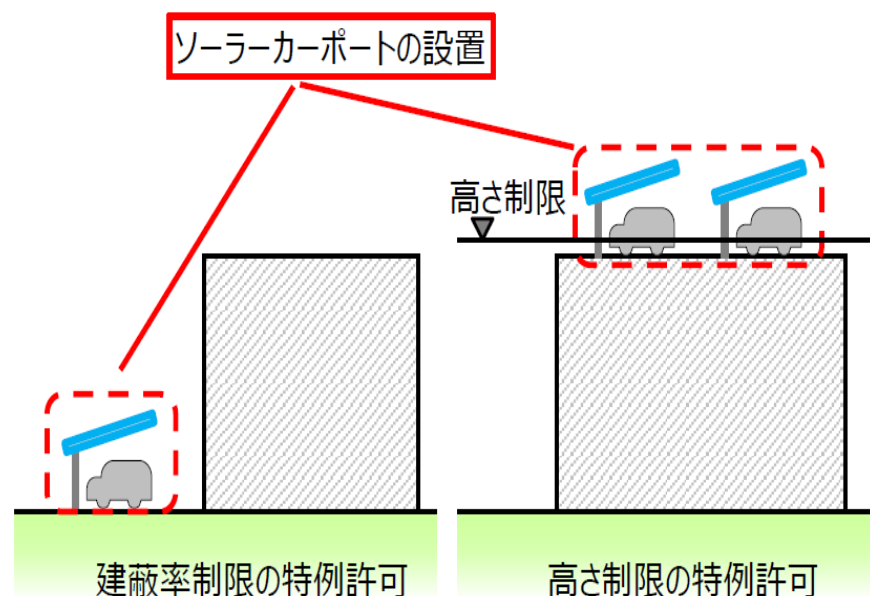
※ 再エネについては、改正建築物省エネ法により、既に建築士の説明義務が規定されています。

- (3) 説明した建築士の所属する建築士事務所に対して、省エネ・再エネの説明結果を市に報告することを定めます。 ※ 対象規模等については検討中  
※ 床面積2,000㎡以上の建築物の建築主による、再エネ設備の導入検討結果の市への報告(第146条の2)については、重複するため、新制度の運用開始に併せて条文を削除します。

## (参考) 形態制限の緩和に関する許可制度の検討

条例改正による説明・報告制度の創設と併せて、改正建築物省エネ法に基づく許可制度の導入を検討しています。

これにより、再エネ設備を設置する建築物について、建築基準法による形態制限の一部緩和が可能となります。



(例)

- 建蔽率や容積率を超えてソーラーカーポートを設置
- 高さ制限を超えて太陽光パネルを設置 等



## 6 スケジュール

### 令和5年

12月 市会で新制度案について報告

### 令和6年

1月 新制度案について意見募集

5 - 6月 第2回市会定例会に条例改正議案提出 改正条例公布(予定)

6月以降 規則等の改正に係る意見公募手続(予定)

改正条例の施行時期については、公布後の適切な周知期間等を見極めながら決定します。